

東労発基 0621 第 1 号
令和 5 年 6 月 21 日

各 位

東京労働局長
(公印省略)

重点取組期間における熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症の予防については、「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱、職場における熱中症の発生状況等をお送りし、会員事業場に対する周知等をお願いしてきたところですが、クールワークキャンペーンの重点取組期間である 7 月を控え、各事業場において重点取組期間の実施事項等が確実に実施されることが重要となっています。

昨年の東京労働局管内の熱中症による死傷災害の発生状況を見ると、死傷災害 68 件（うち死亡災害 5 件）のうち、6 月 26 日から 7 月 2 日までの 7 日間に 24 件（うち死亡災害 3 件）が発生しており、気温が急に上がる時期に暑熱順化を適切に行うことが求められます。

つきましては、昨年の熱中症による死傷災害の発生状況等を踏まえ、下記の事項について事業者団体と会員事業場が一体となって重点的に取り組むよう要請いたします。

記

- 1 暑さ指数 (W B G T 値) の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること。
- 2 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと。
- 3 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、労働者に周知すること。